

**完了実績報告の提出期限についてのお知らせ(補正予算・追加予算)
令和3年度地域型グリーン化事業**

- 対象住宅：補正予算・追加予算で交付申請をしている物件
※Ⅰ期・Ⅱ期の物件については、このお知らせの対象ではありません。
- 従来の実績報告提出期限
延長の手続きを実施することにより、令和4年9月30日(金)迄の実績報告提出期限が、事業完了日を元に、実績報告提出期限の延期が認められます。
なお、提出期限内であっても、事業完了の1ヵ月後の日までに完了実績報告を提出することとしていますので遅れないようにしてください。
- 延長手続き後の実績報告提出期限

事業完了日		R3 補正予算・追加予算
		実績報告提出期限
①	9月30日迄	9月30日(金) 迄
②	10月1日 ～ 10月31日迄	10月31日(月) 迄
③	11月1日 ～ 11月17日迄	11月17日(木) 迄
《重要》 事業完了の定義		請負 工事が完成し、工事請負契約に基づく工事費全額が精算された時点。 売買 令和3年度内に根切・杭打工事を行った物件が対象。 工事が完成し、売買契約に基づく費用全額が精算された時点。 ※売買契約の場合、10月31日の時点で売買契約が締結されている住宅に限り延長可能 事業完了日は、工事完成日・全額精算日のどちらか遅い方となります。引渡日ではありません。 ※「工事が完成した時点」は次のとおり判断いたします。 ○確認申請が必要な地域：検査済証の交付日 ○確認申請が不要な地域：提出される書類に応じて次のとおりとします。 ・住宅瑕疵担保責任保険 保険証券または保険付保証明書 保険期間の開始日 ・建設住宅性能評価書 建設住宅性能評価書の交付日 ・建物の不動産登記の現在事項証明書 保存登記日

《重要事項》

- ① 「事業完了の定義」をもとに事業完了日を確認ください。
- ② 事業完了日をもとに完了実績報告の提出期限を厳守おねがいします。
提出期限のぎりぎりではなく、ゆとりをもった完了実績報告の提出のご協力をお願いします。
原則、一式をまとめた提出が望ましいですが、期限間近となる必要書類がある場合は、
準備できた書類から順にご提出ください。随時確認致します。
- ③ 令和4年9月30日までに事業完了している案件は延長の対象となりません
- ④ 売買契約の場合、10月31日の時点で売買契約が締結されている住宅に限り延長可能です。
- ⑤ 実績報告提出が期限内に届いたものであっても、内容が整っていない場合や事業完了の1ヵ月の日を過ぎて
実績報告があった場合は、補助金の中止となりますので事前にご了承をお願いします。
- ⑥ 令和4年11月17日までに事業完了の見込みがない物件については、補助金申請の中止をお願いします。
- ⑦ このお知らせで示す日付は、遵守してください。一切の猶予はございません。